○農林水産省告示第二千百十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年十二月十九日

農林水産大臣　齋藤　健

一　保安林の所在場所　長野県長野市信更町三水字村漆七八八の三、七八九の三、七九〇の三、七九一の二、七九四の一、七九七、七九八、八一三の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び長野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千百十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年十二月十九日

農林水産大臣　齋藤　健

一　保安林の所在場所　広島県福山市神辺町大字下竹田字狭間一八三の一、一八三の五、二三一の一、字北轟二四七、二五一の一、二五一の七、二五一の九、二五一の一〇、二五一の一三、二五一の一四、字南轟二五九の八、二五九の一〇、二五九の一三、二五九の一四、二五九の一六、二五九の二〇、二五九の二二、二五九の二五、字箒谷二八一の二、二八七の一、二九七の一、二九七の八、二九七の一〇

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県庁及び福山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千百十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十九年十二月十九日

農林水産大臣　齋藤　健

一　解除に係る保安林の所在場所　広島県東広島市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　廃棄物処理施設用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を広島県庁及び東広島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○経済産業省告示第二百八十二号

中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第五項第七号の規定に基づき、同号の金融取引の調整を次のように指定する。

平成二十九年十二月十九日

経済産業大臣臨時代理

国務大臣　茂木　敏充

1　次に掲げる金融機関が実施している経営の相当程度の合理化に伴う貸出の減少

番号	金融機関名	住所
一	三重信用金庫	三重県松阪市朝日町一区十六番地の六
二	東信用組合	東京都墨田区吾妻橋一丁目五番三号
三	山口県信用組合	山口県山陽小野田市中央一丁目二番四十号
四	長崎県民信用組合	長崎県佐世保市下京町九番十二号

2　指定期間

市町村長又は特別区長に対して特定中小企業者の認定を申請することができる期間は、平成三十年一月一日から平成三十年六月三十日までとする。

○国土交通省告示第千百七十三号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに、同法第六条第一項の規定により、当該土地において、平成二十九年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十九年十二月十九日

国土交通大臣　石井　啓一

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

横見川左支一、横見川左支二及び横見川

二　砂防法第二条の土地の表示

広島県広島市東区上温品三丁目一八六二番上温品第一公園地内四等三角点上温品を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から六十五号までを順次結んだ線及び標柱一号と六十五号を結んだ線に囲まれた土地の区域

基準点から二二七度一七分五六秒　九八七・六五二メートルの地点　一号

標柱一号から二六七度一九分四二秒　二一・五六一メートルの地点　二号

標柱二号から三〇一度〇分一六秒　四七・九二六メートルの地点　三号

標柱三号から三四四度一分三一秒　七一・三五六メートルの地点　四号

標柱四号から四一度一分二四秒　一四・七八四メートルの地点　五号

標柱五号から一〇一度一四分三七秒　一〇五・二九七メートルの地点　六号

標柱六号から一三五度三二分五〇秒　一七・七六五メートルの地点　七号

標柱七号から六九度四六分〇秒　三四・九一五メートルの地点　八号

標柱八号から三三四度五二分五九秒　一〇四・二二三メートルの地点　九号

標柱九号から五九度一四分一六秒　二〇・八六七メートルの地点　十号

標柱十号から一二一度一五分六秒　一一・七〇二メートルの地点　十一号

標柱十一号から一四五度二八分一一秒　一〇・三〇八メートルの地点　十二号

標柱十二号から一四三度一九分三二秒　九・八七一メートルの地点　十三号

標柱十三号から一五三度三三分三九秒　一四・四六四メートルの地点　十四号

標柱十四号から九四度一五分二五秒　三五・〇九三メートルの地点　十五号

標柱十五号から一三五度四分五一秒　一四・〇五二メートルの地点　十六号

標柱十六号から一五四度五〇分二一秒　二三・七九八メートルの地点　十七号

標柱十七号から二四四度四六分二七秒　八・九七五メートルの地点　十八号

標柱十八号から一八四度二分一二秒　四〇・九一一メートルの地点　十九号

標柱十九号から一八四度一分五二秒　六・七四三メートルの地点　二十号

標柱二十号から一〇七度四九分二六秒　五・一二九メートルの地点　二十一号

標柱二十一号から三六度五二分五〇秒　四・三〇一メートルの地点　二十二号

標柱二十二号から五九度一六分四七秒　一一・八二五メートルの地点　二十三号

標柱二十三号から一一度四八分四秒　四六・三一五メートルの地点　二十四号

標柱二十四号から一度五四分一七秒　二九・八七六メートルの地点　二十五号

標柱二十五号から三三六度二三分三四秒　一五・九一二メートルの地点　二十六号

標柱二十六号から六度五〇分二二秒　三三・〇六八メートルの地点　二十七号

標柱二十七号から七九度四四分四〇秒　四四・九九六メートルの地点　二十八号

標柱二十八号から一五四度二一分五九秒　二七・三七一メートルの地点　二十九号

標柱二十九号から二三二度八分五五秒　二七・二九七メートルの地点　三十号

標柱三十号から一六四度四七分四三秒　一八・三〇六メートルの地点　三十一号

標柱三十一号から二〇〇度二一分八秒　一六・四〇九メートルの地点　三十二号

標柱三十二号から八一度五六分二二秒　五・三四八メートルの地点　三十三号

標柱三十三号から一五三度八分二五秒　一一・一三一メートルの地点　三十四号

標柱三十四号から二二四度八分三五秒　〇・六六二メートルの地点　三十五号

標柱三十五号から一四五度三二分三一秒　四・四四九メートルの地点　三十六号

標柱三十六号から一四七度二九分五四秒　一〇・九九二メートルの地点　三十七号